

船舶事故等調査報告書

平成23年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011長第3号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成22年11月9日 10時00分ごろ	
発生場所	長崎県長崎市伊王島の西方約2海里付近 (概位 北緯32°43′ 東経129°43′)	
事故等調査の経過	平成23年1月14日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第5永光丸、19トン 291-2042熊本、有限会社永木海運 B 押船 ひろ丸、19トン 293-17430熊本、有限会社永木海運 C クレーン台船 永光、約1,340トン なし、有限会社永木海運	
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 主機4番シリンダのピストンとシリンダライナが損傷	
事故等の経過	<p>C船は、1人が乗船し、船長Aが1人で乗り組むA船を左舷船尾に、船長1人が乗り組むB船を右舷船尾にそれぞれ結合して押船列（以下「C船押船列」という。）を構成し、熊本県上天草市から佐賀県唐津市唐津港に向けて航行中、長崎市野母埼沖を航過した頃から荒天となってC船押船列がピッチングするようになり、A船及びB船とも推進器翼が海面から露出して空転を繰り返すようになった。</p> <p>C船押船列は、伊王島西方沖を約5ノットの対地速力で北西進中、A船の主機が自停して再始動できなくなくなったので、B船のみで押航しようとしたが、C船押船列を波に向ける態勢とするのが精一杯の状況となり、平成22年11月9日10時00分ごろ、運航不能となった。</p> <p>C船押船列は、船長Aが船舶所有者に救助を要請し、来援した引船にえい航されて伊万里港に入港した。</p>	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風速 約10m/s 海象：波高 約3.5m	
その他の事項	A船の主機は、4番シリンダのピストンとシリンダライナが焼き付いていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>なし あり あり</p> <p>C船押船列は、風速約10m/sの西北西の風が吹く状況下で伊王島西方沖を北西進中、A船の推進器翼が海面から露出して空転を繰り返し、A船の主機が、過回転状態となったことから、ピストン及びシリンダライナが焼き付いて運転ができなく</p>

		なり、C船押船列が運航不能になったものと考えられる。
原因	本インシデントは、C船押船列が風速約10m/sの西北西の風が吹く状況下で伊王島西方沖を北西進中、A船の推進器翼が海面から露出して空転を繰り返し、A船の主機が、過回転状態となったため、ピストンとシリンダライナが焼き付いて運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。	